

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川遊園スポーツハウス改修工事設計等業務委託	№5100162
工（納）期	令和6年9月30日	
契約締結日	令和5年11月1日	
契約金額	66,770,000円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社土屋建築研究所 (法人番号：3011101013151)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	荒川遊園スポーツハウス改修工事設計等業務委託
指名業者 (案)	名 称 株式会社土屋建築研究所 所在地 東京都新宿区西新宿六丁目14番1号 新宿グリーンタワービル21階 代表者 代表取締役 土屋 正
特命理由	本工事は、スポーツハウスの改修及び増築棟の建設を目的に、基本設計に基づき発注に必要な図書の作成業務を委託するものである。 契約締結請求にあたり、事業主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課において検討したところ、 ① 上記業者は「荒川遊園スポーツハウス改修工事基本設計業務委託」において、プロポーザル方式により選定された事業者である。増築棟の建設目的やコンセプト等を細部にわたり熟知していることから、基本設計の成果を的確に反映した設計図書を作成することができ、災害時における施設の利用検討等を実施していることから、専門性が高い設計を行うことが可能である。 ② 区からの指示・協議事項や要望事項に対し丁寧な対応がなされており、履行状況も良好であったことから、本業務においても確実な履行が期待できる。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)